

平成27年度財政援助団体等監査

指摘事項	指摘に対する措置
1 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房	
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者における経理事務の執行において、重複払い等の不適切な処理が散見された。 <p style="text-align: center;">みんなでまちづくり課</p>	<p>指摘を踏まえ、勘定元帳・証憑類綴り・現金出納簿等を確認し原因を調査した上で、速やかに修正いたしました。また、再発防止策を所管課・指定管理者で協議し、実地調査の早期実施や調査の方法などについて取り決めました。</p> <p>今後は、所管課において、当面、実地調査を市モニタリングマニュアルを上回る、3か月に一度実施することとし、サービスや経理の状況などについて適切に指導することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が提出した収納事務報告書において、平成26年度中に前納された平成27年度の使用に係る使用料を記載していなかった。また、所管課においては、その確認を怠ったことから、使用料の調定を誤っていた。 <p style="text-align: center;">みんなでまちづくり課</p>	<p>指摘を踏まえ、収納事務については、所管課において、根拠法令、会計規則等の確認を担当者、係長、決裁者が行い、改めて指定管理者へ適正な取扱方法を伝えるとともに、収納事務報告書等においても適切に報告するよう指導しました。</p> <p>今後は、所管課において、当面、実地調査を市モニタリングマニュアルを上回る、3か月に一度実施することとし、サービスや経理の状況などについて適切に指導することとしました。</p>